

長岡京市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に住所を有する医療的ケア児、重症心身障害児その他障がいの程度がこれらの者と同程度以上と認められる障がい児又は障がい者が安定した日常生活を営むための福祉サービスの利用の促進、その家族等の負担の軽減等を図るために行う事業に要する経費に対し、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において長岡京市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障がい児をいう。
- (2) 障がい者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障がい者をいう。
- (3) 医療的ケア児 人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児をいう。
- (4) 重症心身障害児 児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。
- (5) 医療的ケア児等 医療的ケア児、重症心身障害児その他障がいの程度がこれらの者と同程度以上であると認められる障がい児をいう。
- (6) 医療的ケア児者・重症心身障害児者短期入所受入体制拡充事業 京都府の区域内（以下「区域内」という。）に所在する指定障害福祉サービス事業者（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者であって、医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）において法第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）を行うものに限る。）が行う次に掲げる事業をいう。
 - ア 次に掲げる者に対して短期入所を行う場合に、当該者の介護又は看護に係る課題の解決及び障がいに応じた対応のために必要な措置を講じる事業（以下「医療型短期入所受入体制強化事業」という。）
 - (ア) 医療的ケア児
 - (イ) 人工呼吸器を装着している障がい者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい者
 - (ウ) 重症心身障害児
 - (エ) 重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している障がい者
 - (オ) (ア) から (エ) までに掲げる者のほか、障がいの程度がこれらの者と同程度

以上であると認められる障がい児又は障がい者

イ 医療的ケア児等に対して短期入所を行う場合に、当該医療的ケア児等の心身の状況、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて、支援する上で配慮すべき事項の事前の把握（以下「アセスメント」という。）を行う事業（以下「医療的ケア児等短期入所初期アセスメント実施事業」という。）

(7) 医療的ケア児等相談支援調整事業 次に掲げる事業をいう。

ア 区域内に所在する法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）が、医療的ケア児等に係る法第5条第22項に規定するサービス等利用計画を作成するために医療機関との間で必要な調整を行う事業

イ 区域内に所在する児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者（以下「指定障害児相談支援事業者」という。）が、医療的ケア児等に係る同法第6条の2の2第8項に規定する障害児支援利用計画を作成するために医療機関との間で必要な調整を行う事業

(8) 児童発達支援センター設置事業 児童発達支援センター（児童福祉法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター又は同条第2号に規定する医療型児童発達支援センターをいう。以下同じ。）の設置を行う事業をいう。

（補助金の対象経費等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象事業の基準額（以下「補助基準額」という。）及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、関係書類を添付して、長岡京市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 第2条第8号の規定による児童発達支援センターの設置事業を実施する申請者は、前項の規定による補助金の交付申請を行う前にあらかじめ関係書類を市長に提出し、事前協議を行わなければならない。

（交付決定等）

第5条 市長は、前条第1項に規定する申請を受けたときは、これを審査し、補助金の交付を決定したときは、長岡京市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、補助金の不交付を決定したときは、長岡京市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業の完了後、必要な書類を添えて、速やかに長岡京市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金実績報告書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金等の確定通知)

第7条 市長は、前条の規定による事業の実績報告書を受付けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、長岡京市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金確定通知書(別記様式第5号)により、当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金等の請求及び交付)

第8条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、長岡京市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金交付請求書(別記様式第6号)により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行し、長岡京市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行し、改正後の長岡京市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金交付要綱の規定は、令和3年度分の補助金から適用する。

別表(第3条関係)

補助対象事業		補助基準額	補助対象経費
1 医療的 ケア児者・重 症心身障害 児者短期入	(1)医療型短期 入所受入体 制強化事業	補助対象事業を利用 して短期入所を行う 医療的ケア児者、重 症心身障害児者又は	医療機関が第2条第6号ア(ア)から(オ) までに掲げる者に関して次に掲げる事業 を実施するために要する経費 (1)居宅介護(法第5条第2項に規定する

<p>所受入体制 拡充事業</p>		<p>障がいの程度がこれらの者と同程度以上であると認められる障がい児若しくは障がい者1人につき1日当たり10,000円</p>	<p>居宅介護をいう。以下同じ。)を行う事業者から居宅介護の提供に当たる従業員の派遣を受ける事業 (2) 訪問看護(介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護をいう。以下同じ。)又は訪問看護事業(健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する訪問看護事業をいう。)を行う事業所から看護師その他の訪問看護の提供に当たる従業員の派遣を受ける事業 (3) (1)及び(2)に掲げる事業のほか、短期入所を行うに当たり介護又は看護に係る課題の解決及び障がいに応じた対応のために知事が特に必要と認める事業</p>
	<p>(2) 医療的ケア児等短期入所初期アセスメント実施事業</p>	<p>補助対象事業を利用して短期入所を行う医療的ケア児等1人につき1月当たり7,000円。ただし、一の施設における同一人に係る補助基準額は、35,000円を上限とする。</p>	<p>医療的ケア児等の短期入所を行う医療機関が初期のアセスメントを実施するために要する経費</p>
<p>2 医療的ケア児等相談支援調整事業</p>		<p>医療的ケア児等1人につき1月当たり2,500円</p>	<p>指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者が医療的ケア児等相談支援調整事業を実施するために要する経費</p>
<p>3 児童発達支援センター設置事業</p>		<p>1施設当たり3,000,000円</p>	<p>事業者が児童発達支援センター設置事業を実施するために要する経費(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例(平成24年京都府条例第36号)第83条又は第90条に規定する基準を満たすために必要な整備に係る経費に限る。)</p>

（宛先）長岡京市長

法 人 名

代表者氏名

長岡京市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金交付申請書

長岡京市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金の交付を受けたいので、長岡京市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金交付要綱第4条の規定により、必要な書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

事業区分	交付申請額
1 医療的ケア児者・重症心身障害児者短期入所受入体制拡充事業	
(1) 医療型短期入所受入体制強化事業	円
(2) 医療的ケア児等短期入所初期アセスメント実施事業	円
2 医療的ケア児等相談支援調整事業	円
3 児童発達支援センター設置事業	円
合 計	円

2 添付書類

(1) 医療的ケア児者・重症心身障害児者短期入所受入体制拡充事業

 ア 医療型短期入所受入体制強化事業

 医療型短期入所受入体制強化事業補助金利用計画書（別紙1）

 イ 医療的ケア児等短期入所初期アセスメント実施事業

 医療的ケア児等短期入所初期アセスメント実施事業補助金利用計画書（別紙2）

(2) 医療的ケア児等相談支援調整事業

 医療的ケア児等相談支援調整事業補助金利用計画書（別紙3）

(3) 児童発達支援センター設置事業

 事業計画書、平面図、工事見積書、収支予算書及び工事費目別内訳書

(4) (1)～(3)までの事業

 その他市長が必要と認める書類

様

長岡京市長

長岡京市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金
交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった長岡京市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、長岡京市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

事業区分	交付決定額
1 医療的ケア児者・重症心身障害児者短期入所受入体制拡充事業	
(1) 医療型短期入所受入体制強化事業	円
(2) 医療的ケア児等短期入所初期アセスメント実施事業	円
2 医療的ケア児等相談支援調整事業	円
3 児童発達支援センター設置事業	円
合 計	円

別記様式第3号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

長岡京市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金
不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった長岡京市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金については、下記の理由により交付しないことと決定したので、長岡京市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

(交付しない理由)

（宛先）長岡京市長

法 人 名

代表者氏名

長岡京市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金実績報告書

年 月 日付長岡京市指令福障第 号で決定を受けた長岡京市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金に係る事業実績について、長岡京市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、必要な書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助額 円

事業区分	補助額
1 医療的ケア児者・重症心身障害児者短期入所受入体制拡充事業	
（1）医療型短期入所受入体制強化事業	円
（2）医療的ケア児等短期入所初期アセスメント実施事業	円
2 医療的ケア児等相談支援調整事業	円
3 児童発達支援センター設置事業	円
合 計	円

2 添付書類

(1) 医療的ケア児者・重症心身障害児者短期入所受入体制拡充事業

ア 医療型短期入所受入体制強化事業

医療型短期入所受入体制強化事業補助金算出内訳書（別紙4）

イ 医療的ケア児等短期入所初期アセスメント実施事業

医療的ケア児等短期入所初期アセスメント実施事業補助金算出内訳書（別紙5）

(2) 医療的ケア児等相談支援調整事業

医療的ケア児等相談支援調整事業補助金算出内訳書（別紙6）

(3) 児童発達支援センター設置事業

事業実績報告書、竣工写真、工事請負契約書、支払証明書類及び収支決算書

(4) (1)～(3)までの事業

その他市長が必要と認める書類

別記様式第5号（第7条関係）

年 月 日

様

長岡京市長

長岡京市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで交付決定しました長岡京市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業費補助金について、長岡京市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

1. 交付確定額 金 円
(交付決定額 金 円)

別記様式第6号（第8条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
団体名
代表者名

長岡京市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業費補助金交付請求書

長岡京市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業費補助金について、
長岡京市医療的ケア児者・重症心身障害児者福祉サービス利用等促進事業補助金交付要綱第8条
に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額 金 円